

| の項において「特定民間再開 | 政令で定める事

	市街地等	
	口 首都圏整備法第 2 条第 4	
	項に規定する近郊整備地帯	
	、近畿圏整備法第 2 条第 4	
	項に規定する近郊整備区域	
	又は中部圏開発整備法第 2	
	条第 3 項に規定する都市整	
	備区域（第 3 7 条第 1 項の	
	表の壽る g 壽規	
表す（ （境一	、規、 域	
	表規す	

ŷ| \ %ŷ ŷ -ŷ-ŷ- ŷ ŷ -ŷ- ŷ ŷ +ŷ-ŷ ŷ ŷ -ŷ- ŷ ŷ -ŷŷ %ŷŷ ŷ ŷ
| † 膜 Ð | 当該擧座、管 ʒ| † ʒ 當 炟 † 俵 弓 漫

└ - - - - - + - - - - - + - - - - - ┘
| 第 3 7 条の 2 | 前条第 4 項において準用 | 第 3 7 条の 5 第 2 項に |
| 第 2 項

項の譲渡に要した費用があるときは、政令で定めるところにより計算した当該費用の都

